

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和4年3月10日策定
新潟県信用保証協会

女性職員が、その個性と能力を十分に発揮しながら継続就業できる職場環境を整え、組織力向上及び組織活性化に繋げるべく、「女性活躍推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2. 当協会の課題

女性職員が結婚、出産後も継続就業しやすい職場環境の整備

3. 目標

目標1 職員全体の超過勤務時間を月平均10時間以内とする

【取組内容】（令和4年4月～）

各部署において「ムリ・ムダ・ムラ」を発見、除去する取組みを継続するほか、DX化による業務の効率化を推し進め、超過勤務時間の抑制を図る。

目標2 男女の平均勤続年数の差を6.5年未満にする

【取組内容】（令和4年4月～）

- ・ 仕事と生活の両立を支援する制度（育児休業等）の周知
- ・ 仕事と生活の両立を支援する制度（育児休業等）に関する研修・説明会等の実施
- ・ 仕事と生活の両立を支援する制度（育児休業等）に関する相談体制の整備（相談窓口の設置）